

## 徳島県奨学金返還支援サポート企業認証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県奨学金返還支援サポート企業認証制度（以下「認証制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 認証制度は、若者の徳島県内における就業を促進するとともに、本県産業における雇用創出を図るため、日本学生支援機構等の奨学金を借り入れた大学生等が、県内の対象業種に正規職員として一定期間就業した場合に、奨学金の返還を支援する、「**とくしま回帰**」加速・産業人材支援事業」（以下「産業人材支援事業」という。）に賛同する企業等を知事が認証し、当該企業等を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、企業等とは、徳島県内外の企業、法人、団体をいう。

(認証)

第4条 知事は、産業人材支援事業を実施するための徳島県奨学金返還支援基金に500,000円以上寄付した企業等を徳島県奨学金返還支援サポート企業として認証するものとする。

2 知事は、過去3年間に於いて労働基準法など労働関係法令その他法令に係る重大な違反がある場合は認証しないことができる。

(支援)

第5条 知事は、前条の規定により認証した場合は、当該企業に認証書を交付するとともに、認証企業の成長・安定、求人活動等を支援するものとする。

2 認証企業への支援内容は、別に定める。

3 前条の認証の期間は、認証の日から産業人材支援事業の終了の日までとする。

(認証の取消し)

第6条 知事は、認証企業に労働基準法など労働関係法令その他法令に係る重大な違反が認められた場合は、当該認証を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年12月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 徳島県奨学金返還支援サポート企業認証制度実施要領

徳島県奨学金返還支援サポート企業認証制度実施要綱第5条第2項に定める認証企業等への支援内容は次のとおりとする。

ただし、徳島県内に事業所等を有しない企業等に対する支援は第2条第1項(1)のみとする。

第1条 知事は、認証企業等を徳島県中小企業向け融資制度「地域連携企業支援資金」により支援ができるものとし、その内容は、別に定める。

第2条 知事は、認証企業等の求人活動等を支援できるものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 認証企業等の名称を県のホームページ等に掲載し、広く周知するものとする。
- (2) 学生等が認証企業等を理解するための事業所を見学する機会を提供できるものとする。
- (3) 県と就職支援協定を締結した大学へ認証企業等の情報を提供するものとする。
- (4) 県が主催する就職ガイダンスへの認証企業等の優先配席をできるものとする。
- (5) 「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業」の助成候補者として認定を受けた者（以下「助成候補者」という。）の情報（住所、氏名、生年月日、学校名、学部学科名、学年、電話番号、メールアドレス）を認証企業等に提供できるものとする。なお、この情報は、認証企業の情報や求人情報を助成候補者に提供するという目的以外に利用してはならない。

### 附則

この要領は、平成27年12月28日から施行する。

### 附則

この要領は、平成28年4月20日から施行する。

### 附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

徳島県奨学金返還支援基金への寄付申込書

年 月 日

徳島県知事 飯泉嘉門 殿

住所又は所在地

名 称

業 種

(業種は日本標準産業分類の中分類を記入してください)

代表者(役職・氏名)

担当者 氏 名

電話番号

徳島県奨学金返還支援基金へ寄付を申し込みます。

記

寄付金額 金 円

※寄付は、後日、徳島県から送付される納付書により納付します。

# 徳島県奨学金返還支援サポート企業認証書

寄付企業名称  
住 所

徳島県奨学金返還支援サポート企業認証制度実施要綱  
第5条第1項の規程により、「奨学金返還支援サポート  
企業」として認証します。

認証番号 第 号  
認証年月日 年 月 日

徳島県知事 飯泉 嘉門